

2015年10月7日

愛知県自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 様

犬山市長 山田 拓郎

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について(回答)

みだしのことについて、次のとおり回答します。

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。**1. 安心できる介護保障について****★(1)介護保険料・利用料について**

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の切り崩しによって引き下げてください。保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】(長寿社会課)

公費負担により、第1段階の保険料を年額 27,300 円から 24,600 円に減額(2,700 円減)しました。また、平成 27 年度から 3 年間で給付費基金を 2 億 3 千万円取り崩すことにより、介護保険料基準月額を 310 円引き下げ 4,563 円としています。

保険料段階については、所得に応じた負担となるよう、国の基準の 9 段階より多い 11 段階としています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】(長寿社会課)

介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象に、第1段階の保険料と同額まで引き下げる減免制度を設けています。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】(長寿社会課)

補足給付の申請は、改正された介護保険法及び介護保険法施行規則に従い、適正に対応しています

(2)基盤整備について

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】(長寿社会課)

特別養護老人ホーム(100 床)を本年 2 月に開設したので、待機者は減少すると考えます。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則市町村直営としてください。

【回答】(長寿社会課)

現在、包括支援センターは直営で1つ設置しています。また、犬山北、犬山南、城東、羽黒・池野、楽田にもサブセンターを設置しています。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保証し、サービスに見合ったものとしてください。

【回答】(長寿社会課)

サービス事業所に対する事業費については、国が定める額を上限として今後検討していく予定です。

④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】(長寿社会課)

介護職員の処遇改善に取り組んだサービス事業者へ介護報酬を加算交付する財政的な支援が4月から実施されました。また県が人材育成に向けた研修を実施しています。

(3)総合事業について

①総合事業への移行にあたっての考え方

ア. 総合事業にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】(長寿社会課)

総合事業については、利用する人のケアマネジメントに基づいて必要なサービス内容、期間等を決定します。

イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】(長寿社会課)

今後、指定事業者に意向調査等を行い、緩和した基準によるサービスを導入するか否かについても検討していきます。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導は行わないようにしてください。

【回答】(長寿社会課)

利用者のアセスメントに基づきサービスの内容等を決定します。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】(長寿社会課)

平成29年4月から移行できるよう準備中です。

②介護保険利用の際の手続き

ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】(長寿社会課)

相談を受けた際、①事業のみ利用する場合は基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること、②事業対象者となった後も要介護認定の申請が可能であることを説明した上で、基本チェックリストを実施し、ケースに応じて対応予定です。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】(長寿社会課)

総合事業のケアマネジメントについては国が定めているとおり、予防給付の金額以下で設定し、委託先についても居宅介護支援事業所も含めて今後検討していきます。

③総合事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行サービスの利用を抑制しないでください。国、または自治体の財政支援

を行ってください。

【回答】(長寿社会課)

国の定める、新しい総合事業の上限額内でサービスの提供に必要な事業費を確保していきます。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置づけてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】(長寿社会課)

平成 29 年 4 月から移行できるよう準備中です。

(4) 高齢者福祉施策等の充実について

① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】(長寿社会課)

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に食事サービスによる安否確認の外、掃除、調理、洗濯等の生活支援事業を実施しています。また、現在、ひとり暮らし高齢者を対象に電話による安否確認事業を実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】(防災安全課)

平成 25 年 11 月からコミュニティバスを 2 台 7 路線から 5 台 8 路線に拡充した新運行を開始しました。路線長も 76.2km から 110.5 km に延長し、停留所数も 83 箇所から 138 箇所に増やし、市民への利便性の向上を図りました。これにより交通空白地に居住する市民の交通手段を確保するとともに、高齢者や障害者など交通弱者の足として日常生活における外出を支援しています。新運行導入後は、前年同時期比で利用者が倍増しています。今後も利用者ニーズの把握や利用者増加に向けて市民周知に努めていきます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】(長寿社会課)

高齢者の集まりの場として、各地域の老人福祉施設を利用して、高齢者の閉じこもり予防を目的とした高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】(都市計画課)

当市の市営住宅は建築後 50 年以上経過し老朽化が進んでるため、効率的な運営に向けて移転・集約を進めているところであり、新たな入居募集はしていません。問い合わせがあった場合は県営住宅への入居や愛知県が実施している高齢者向けの住宅制度を紹介しています。

② 配食サービスは、最低毎日 1 回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】(長寿社会課)

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1～5回昼食を配達しています。利用料金については、現状維持に努めます。また、閉じこもり予防事業として、二次予防対象者に高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】(長寿社会課)

受領委任払い制度は住宅改修費で実施していますが、他について実施予定はありません。

(5) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】(長寿社会課)

市が所有する介護認定資料により、要介護1～5の認定を受けている方について、障害の程度を確認して、障害者控除対象者として認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定証」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】(長寿社会課)

平成26年度より対象者全員に障害者控除対象者認定証を個別送付しています。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】(福祉課)

申請権の確保を基本として、生活保護申請は適切に受理しています。また、保護が必要な人には、開始の決定をし、すみやかに扶助費を支給しています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】(福祉課)

絶対的扶養義務者に対しては毎年扶養義務調査を行っていきます。また、保護申請時には、扶養義務者となる可能性のある者すべてに対して調査を行っています。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

【回答】(福祉課)

現在、基準の改定を行う予定はありません。

④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また、担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別丁寧に行うようにしてください。

【回答】(福祉課)

被保護世帯数に見合った専門職の配置を人事当局に要求していきます。また、研修等については、職員のスキルアップのために積極的に参加していきます。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】(福祉課)

警察官OBは配置していません。また現在、配置する予定はありません。

- ⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】(福祉課)

現在、「自立相談支援事業」は自治体直営で行っています。相談の中で、生活保護が必要と判断した場合は、受給手続きを紹介します。

- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は現に慎んでください。

【回答】(福祉課)

住宅扶助引き下げの対象となる世帯に、ケースワーカーが個別に周知し、本人同意の上での転居指導を行っています。

- ★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成25年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知してください。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【回答】(福祉課)

現状で1.3倍基準に該当すると思われる世帯については、ケースワーカーから個別に周知します。また、例外措置の適用については、国や県からの運用事例等を参考に実施していきます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

- ①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】(収納課)

平成25年度より愛知県東尾張地方税滞納整理機構への参加については、引き続き徴収を確保すると共に、職員の徴収技術の向上の面でも当市において有益であると判断しています。

- ★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決

を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】(収納課)

国税徴収法、地方税法及び地方自治法等を遵守し、差押禁止財産の差押えは行いません。また、相談にこられた滞納者に対しては、生活状況・実情把握をしたうえで、納税するだけの資産・資力の有無を確認し、折衝を通じて納税誠意の有無を確認したうえで納税緩和の措置でいくかを判断し処理を進めている。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

【回答】(保険年金課)

医療保険制度改革により国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営を行う広域化に向け、国等は、財政基盤強化を図る目的で、平成27年度から低所得者対策強化のために1,700億円を、平成30年度からは、低所得者対策強化に加え、財政調整機能の強化等のために3,400億円の公費を投入します。

国民健康保険制度は、協会けんぽや健康保険組合等の保険者と比較して、被保険者の年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な問題点があるため、保険者である市町村の多くは厳しい財政運営を強いられています。

犬山市国民健康保険の医療給付費は、この数年1人あたり32万円から33万円台で推移し、県下でも高い水準を示していますが、税負担では、1人あたりの調定額が平成23年度には、54市町村中、97,171円で15番目であったものが、平成24年度以降、医療費分の均等割・平等割の引き下げや資産割の廃止を実施したことにより、平成26年度には、54市町村中、83,607円で51番目となっています。

国民健康保険税の負担の適正化については、被保険者が受ける医療費給付等も関係しており、一概に、課税額を引き下げればよいというものではありません。

今後も、給付と税負担の均衡に考慮しつつ、税負担の適正化に努めていきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】(保険年金課)

犬山市国民健康保険の医療給付費は、この数年1人あたり32万円から33万円台で推移し、県下でも高い水準を示していますが、税負担では、1人あたりの調定額が平成23年度には、54市町村中、97,171円で15番目であったものが、平成24年度以降、医療分の均等割・平等割の引き下げや資産割の廃止を実施したことにより、平成26年度には、54市町村中、83,607円で51番目となっています。

国民健康保険税の負担の適正化については、被保険者が受ける医療給付費等も関係しており、一概に、課税額を引き下げればよいというものではありません。

今後も、給付と負担を考慮した上で、必要に応じた繰り入れを行い、税負担の適正化に努めていきます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】(保険年金課)

現状では困難と考えますが、平成30年度から実施される広域化に伴う標準保険料率の算

定方法等が明らかになった後、市の財政状況、周辺自治体との均衡や市国民健康保険運営協議会の意見など勘案しつつ、その適否について、研究していきたいと考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

【回答】(保険年金課)

平成22年度より、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免を実施しています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】(保険年金課)

県下市町の減免基準、協会けんぽ等各保険者の保険料額や一般の市民感覚を勘案すると、上記減免要件は困難であると考えます。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】(保険年金課)

医療を受ける権利を保障する観点に立ち、国の規定そのままの運用ではなく、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しているため、高校生までの児童・生徒については、保険証を全て郵送しています。

なお、資格証明書を発行している世帯はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】(保険年金課)

給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】(保険年金課)

滞納金額や年数が一定基準以下であれば、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】(保険年金課)

徴収や滞納処分をする上で、生活状況や財産の調査は欠かせません。

生活実態を無視したような徴収や差し押さえ等は行っていませんが、「納められるのに納めない」ような滞納者には、負担の公平性の見地から厳しい処分を行っています。

なお、無保険者対策については、転入時に保険のない方への国保加入勧奨を行っていますが、市町村で無保険者の実態把握は困難であると考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】(保険年金課)

経正 22 年度より、生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に一部負担金の減免を実施しています。また、周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】(保険年金課)

現在、県において、平成 29 年度に向けた福祉医療制度の見直しが検討されています。

本市としては、その動向に注視すると共に現制度が縮小されないことがないよう要望しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】(保険年金課)

本市では、平成 22 年 7 月から現物給付(窓口無料)を小学校 3 年生までの拡大した後、同年 10 月より小学 4 年生から高校 3 年生までの通院及び高校 1 年生から高校 3 年生までの入院について、医療費の3分の2を助成する制度を実施しています。

また、平成27年4月から尾北医師会管内の医療機関等では、医療費の3分の2を現物給付で行っています。

現在、平成 28 年 4 月から、小学 4 年生から中学 3 年生までの通院の全額無料化及び、入通院の現物給付(窓口無料)化の拡大を視野に入れ、準備を進めているところです。

本来は、誰もがどこに住んでいても安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】(保険年金課)

本市では、平成 22 年 7 月から、精神障害者手帳 1・2 級所持者の一般疾病に係る医療費の自己負担額 2 分の 1 を、償還払いで助成していましたが、平成 26 年 3 月から補助対象を拡大し、自己負担額の全額を現物給付(窓口無料)で助成しています。

- ④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】(保険年金課)

子ども医療費に対する国保の国庫負担軽減については、全国市長会を通じ要望しています。なお、平成 27 年 9 月 2 日に、厚生労働省において「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」が開催され、この問題が取り上げられていますので、検討会の今後の動向に注視していきたいと思えます。

6. 子育て支援などについて

- ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答】(子ども未来課)

今後、関係課と協議・検討していきます。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯までとしてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】(学校教育課)

認定基準の見直しは検討していませんが、支給費目について、平成 24 年度から PTA 会費と生徒会費を追加して支給内容の充実を図っています。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答】(学校教育課)

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は、学校の設置者である市が負担することとなっていますが、食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることになっています。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】(子ども未来課)

保育を必要とする認定を受けた方については、市として利用調整を行い、保育サービスを提供できるようにしています。小規模保育や家庭的保育については、市の基準条例において職員配置や職員資格などで、公立保育園の基準に合わせた配置を行うよう規定しました。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】(学校教育課)

外部から講師を招き、いじめを早期発見する目や、感覚を高めるための研修を行っています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】(子ども未来課)

現在のところ考えておりません。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】(健康推進課)

産後健診については、国等の動向を注視しながら検討していきます。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】(福祉課)

国の基準により必要な支援を実施しています。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】(福祉課)

国へ要望していきます。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】(福祉課)

国の基準により算定しています。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】(福祉課)

現在のところ考えておりません。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】(福祉課)

実施しています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】(福祉課)

制度について理解をしていただき、介護保険と移行時期を調整しています。

- ⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】(福祉課)

通院時の院内介助が必要な人へは認めています。入院中のヘルパー派遣は研究します。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】(福祉課)

国に要望していきます。市単独での補助は現在のところ考えておりません。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】(健康推進課)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎については、定期化に向けて国が検討しているため動向を注視しています。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】(健康推進課)

平成26年10月1日より、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期化となりましたが、75歳以上で定期接種の対象外の方についても任意接種(本人負担4000円)を継続していきます。

- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】(健康推進課)

風しんワクチンの接種費用について、平成27年度は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、風しん抗体価の低い妊娠を希望している女性に加え、妊娠を希望する夫婦(経産婦を含む)や妊婦の夫に対し、接種費用の半額(ただし、上限は5,000円)を助成しています。なお、生活保護及び市民税非課税世帯の方につきましては、全額助成をしています。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費増税を中止してください。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

【回答】(保険年金課)

マクロ経済スライドは、平成16年の年金制度改正で導入され賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。これは、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な負担(保険料)の水準を定め、その中で保険料等の収入と年金給付等の支出の均衡が保たれるよう、年金の給付水準を調整していくものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、若年層への対応として、平成28年7月1日から国民年金保険料の納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満まで拡大したり、年金確保支援法に基づき本年10月から3年間に限り、過去5年まで遡って納付を可能とする後納制度が開始され、さらに、平成29年4月に消費税が10%に増税した際は、低所得年金受給者への給付金の支給(2017年4月施行予定)など、受給権の確保・拡大を目的とした大規模な改正が続いております。

市としては今後も適切に制度の周知に努めつつ、引き続き動向を見守っていきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】(長寿社会課)

社会保障改革や介護報酬改定の検証など、今後の国の動向に注視していきます。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

【回答】(保険年金課)

当市では、誰もがどこに住んでも、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。また、国保の負担金減額撤廃についても、要望しています。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

【回答】(保険年金課)

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われます。今後も国の動向を注視していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】(保険年金課)

当市では、誰もがどこに住んでも、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されているよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども

医療費の助成制度を創設するよう、県市懇談会等を通じて要望しています。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】(保険年金課)

現在、精神障害者医療助成については、県内の約8割が一般疾病への助成を市町村単独事業で行っています。障害者医療費助成制度の一般疾病対象への拡充については、今度、機会を捉えて要望していきます。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】(保険年金課)

国民皆保険制度を堅持するためには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われます。現在、県において、平成29年度に向けた福祉医療制度の見直しが検討されているため、今後の県の動向を注視していきます。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】(保険年金課)

県主催の会議等を利用して要望していきます。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

【回答】(保険年金課)

保険料については、低所得の負担軽減として、均等割の軽減(9割、8.5割、5割、2割)及び所得割の軽減制度が設けられており、また、一部負担については、入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度が設けられています。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

【回答】(保険年金課)

一部負担については、市町村民税非課税世帯に入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度が設けられています。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

【回答】(保険年金課)

市で行っています。

以上